

令和7年12月5日

令和7年第12回

農業委員会総会議事録

[総 会]

岩国市農業委員会

岩国市農業委員会総会議事録

1 令和7年12月5日 15時00分 岩国市役所 51・52会議室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり

1番 片山 剛	2番 藤村 幸生	3番 藤村 浩司
5番 林 聖文	6番 小林 識史	7番 小林 増次
8番 藤本 哲	9番 松村 紀彦	10番 小橋 和紀
11番 黒崎 友美	12番 迫田 瑞恵	13番 佐崎 恭児
14番 中尾 正浩	15番 塚田 由美子	16番 二武 富男
17番 藤中 京子	18番 梅川 仁樹	

3 本日の総会に欠席した委員

4番 隅 ふじ江 19番 原田 孝親

4 本日の総会に出席した職員は次のとおり

次 長 藤本 慎司	由宇支所 河村 弘志
錦支所 利行 淳司	美和支所 田村 尚巳
事務局 飴屋 陽子	事務局 益賀 竜也

5 会長は、午後3時00分、委員総数19名のうち、17名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は、本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

1番 片山 剛 2番 藤村 幸生

7 本日の総会の議事日程は次のとおり

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第44号 農地法第5条の規定による事業計画の変更について
議案第45号 農用地利用集積等促進計画について（機構・受け手間契約）

報告事項

1 農地法第4条の規定による届出の受理について
2 農地法第5条の規定による届出の受理について
3 農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更について
4 農地所有適格法人報告書の提出について
5 現況証明

8 議 事
議 長

それでは、ただ今より令和7年第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数19名のうち、17名の出席で所定の出席委員がありますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、1番片山剛委員と2番藤村幸生委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

「議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳田、現況畑。面積は、287㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。では、担当の中尾委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は愛宕出張所から東に300mに位置する農地です。

譲渡人は今年8月に農地を相続したが、農業を自身で維持することが困難であるため、農地を手放そうと考えていたところ、譲受人から買い取りの申し出を受けたものです。譲受人は従来より兼業で農業に従事してきたが今年の10月より専業で農業に従事することになり、経営規模の拡大を考えていたところ譲渡人からの申し出を受けたものです。申請地は自宅の隣接地であり、また近隣には自身の耕作地が複数あることから、隣接地との一体利用により作業効率を引き上げていくということです。農機具一式を所有しており、ナス、キュウリ等野菜を作付けし、JA 山口に出荷するということです。

11月11日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。問題はなく、3条許可は適当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することを決定します。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、326㎡ほか2筆、合計1,029㎡

です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の農業経営者としての継承です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市灘出張所から南西に約 930mの場所に位置する農地です。

譲渡人は、かねてより譲受人、譲受人の子の3名で営農してきた当該申請地を農業後継者である譲受人に引き継ぎたいと考え両者での話がまとまったものです。譲受人は、引き続き申請地においてみかんや季節の野菜の耕作を行うということです。必要な耕運機等の農機具は揃っており、譲渡人の自宅の農業用倉庫に保管します。収穫した農作物は自家消費することによってJAへの加入予定はありません。一番北側の[]番の上に農業用倉庫が建てられておりますが、こちらに関しては4条1項8号の農業用施設の届出書を提出していただく予定です。

11月18日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3条許可は適当と思われる。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することを決定します。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、233㎡ほか1筆、合計907㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の塚田委員、追加説明をお願いします。

第 1 5 番

追加説明をいたします。

この案件の申請地は、藤河出張所より北へ 2.21kmのところにあります。

譲渡人は遠方に居住し、高齢であるので耕作が困難で当申請地を手放したいと思っておりました。譲受人は購入する住宅に近く、元来農業経営に意欲があり、しかも労力もあるので、当面自家消費の野菜を耕作し、田んぼは、農業協同組合に加入の予定だそうです。営農計画書、不動産売買契約書も添付されております。

11月17日に事務局職員と調査項目に従い調査を行いました。周辺農地

との問題もなく3条許可は適当と思います。皆様のご審議よろしくお願
いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、303 m²ほか2筆、合計1,693
m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満
たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 1 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市灘出張所から西へ約 1.43 kmの場所に位置している農
地です。

譲渡人は、令和6年に申請地を相続により取得したものの、ほかに仕事
もあり、農地の維持管理が困難なため、以前より申請地において耕作して
いた譲受人にこれを譲り渡したいと考え、両者間での話がまとまったもの
です。譲受人は引き続き申請地において榊、櫛の耕作を行うということ
です。必要な農機具は揃っており、収穫した農作物は市内の花弁販売店へ出
荷、JA 山口県へも加入済みです。

11月18日に事務局職員と調査項目に従い現地調査を行いました。3
条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。
地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3,397 m²ほか1筆、合計3,605
m²です。

申請人は記載のとおり。理由は譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満
たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第 3 番

それでは追加説明いたします。

申請地は周東総合支所から東へ 1.23 km のところに位置しております。

譲渡人は、高齢のために耕作も管理もできなくなったために申請地に隣接している譲受人に譲り渡すことにしたということです。譲受人は申請地が自宅近くなので水稻及び野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るということです。農機具は現在軽トラックしかありませんがトラクターと田植え機を買いそろえる予定ということです。

11月25日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

次に、6番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

6番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,765 m²ほか1筆、合計3,284 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

追加説明をいたします。

この案件は、周東総合支所より西へ970mのところにあります。

譲渡人は高齢で耕作が困難なため譲渡を希望され、譲受人は酒米の栽培のための農地を探していたため、譲受されることとなり今回の申請に至ったところでございます。譲受人はトラクター始め各種農機具は所有されております。生産された酒米は[]に出荷されます。農業共済には今後加入される予定です。なお、譲受人は現在会社役員をされておりますが一連の農作業の不足分は労働力を雇用して補われます。

11月26日に支所職員と現地調査を行いました。特に支障がないものと考え許可相当と考えます。ご審議の程よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、6番を許可することを決定します。

次に、7番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

7番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、131 m²ほか2筆、合計442 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受け人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の林委員、追加説明をお願いします。

第 5 番

この議案は、先月の議案のときに支所担当者と合わせ調査をいたしました。周東総合支所より西へ5.88 kmに位置している農地です。

前回の議案にもありました譲受人は■■■■の役員でございます。譲渡人は、時々管理はされておられましたが高齢のため手放すことになった模様でございます。

地元の米を、■■■■の米を管理している、田んぼを管理している方へ助けを借りながら管理される予定であるということです。私自身も見回りをして、見守っていきたいと思っております。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、7番を許可することを決定します。

次に、8番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

8番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、3,250 m²ほか4筆、合計10,010 m²です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第 1 7 番

追加説明をいたします。

申請地は、祖生出張所より西へ1.26 kmに位置する農地です。

譲渡人はこれまでも譲受人に耕作を依頼しておりましたが、旧市内に居住しており高齢であり、これからも耕作することは難しいため権利を移転しようとするものです。譲受人はこれまでも当該地を借りて耕作していたため労力等に支障はなく耕作は容易です。譲受人は15ha以上耕作する大規模農家あり、農作物の出荷先はJAへ。共済にも加入しております。

11月20日、事務局と調査項目に従い現地調査を行いました。提出書類も確認し、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、8番を許可することを決定します。

次に、9番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

9番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況畑。面積は、375㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の新規就農です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 番

説明します。

申請地は周東総合支所から南へ約1.3kmに位置します。譲渡人は高齢で県外に居住していることから手放したいと思っていたところ、譲受人から申し出があり譲渡するものとしたものです。譲受人は年齢が20代、自営業で現在借家住まいをしております。もともと農業に興味があり、申請地を入手し、野菜等を栽培し、軽自動車で作作し夫婦で農作業をする予定ということでもあります。当面は自家消費ということで新規就農です。農機具は持ってありませんがトラクターをリースで借り受ける予定です。面積もトラクターがなくてもできないこともないぐらいの面積なので。

11月25日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。許可相当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、9番を許可することを決定します。

次に、10番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

10番 錦地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、571㎡ほか2筆、合計1,125㎡です。

申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の経営規模の拡大です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、また農地法その他の農業に関する法令も遵守されています。

では、担当の梅川委員、追加説明をお願いします。

第 1 8 番

前より失礼いたします。

申請地は岩国市役所高根出張所より北へ8.1kmに位置する島根県境にある農地です。

申請理由は、譲渡人と譲受人は親子で、譲渡人が高齢であり農地の維持

が困難等になってきており、一緒にワサビ栽培等の農業をしている息子に生前贈与をするものである。

11月18日に支所担当職員と現地にて、申請人の立ち合いのもとに調査を行いました。譲受人は現在主として譲渡人とワサビ栽培等の農業を行っており生産物の出荷先、農業機械の所有、また営農計画もしっかりしており3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので10番を許可することを決定します。

続いて、「議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、265㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 1 2 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は岩国市灘出張所から南西へ約930mの場所に位置する農地です。

譲受人は現在居住している社宅が取り壊されることになり、新たな宅地を探したものの、適地がなかったため、かねてより父である譲渡人とともに耕作を行ってきた農地を譲り受け、そのうちの一笔に自己用農家住宅を建築しようとするものです。通作の利便性を考え、先の3条申請において申請された農地に隣接する形での建築を計画いたしました。雨水は農業用排水路以外の水路へ、汚水は合併浄化槽へ排水します。

岩国市灘土地改良区の意見書も添付されており異議なしということですので。

11月18日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行い、資金計画書、事業計画書、被害防除計画書の確認を行いました。周辺農地への影響もなく5条許可は適当と思われます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の

常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事務局

2番 玖珂地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,409㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村浩司委員、追加説明をお願いします。

第3番

それでは追加説明を行います。

申請地は玖珂インター入口より西へ約200mのところ position してあります。

譲渡人は、相続した土地で今後耕作する予定がなく、草刈等の管理も難しいのでやむを得ず譲受人の提案を受けて譲り渡すことにしたということです。譲受人は土地価格が安く、土地が平坦で日照量が十分とれ、太陽光発電には好立地のために購入することにしたということです。パネルは490枚で発電出力は200kwです。安全のためパネルの設置後はフェンスを設置するという事です。隣接地の所有者および近隣住民への説明は9月20日ごろに個別訪問によって実施してあります。

11月25日に事務局職員と現地調査を行い調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われ。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、3番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、109㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建設です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されてあります。

では、担当の迫田委員、追加説明をお願いします。

第12番

それでは追加説明をいたします。

申請地は周東総合支所より、南西へ約1kmのところにある農地です。

譲受人は義父母と同居するための土地を探していたところ、高齢となった譲渡人より管理も困難な農地を紹介され、条件が良かったため譲り受けることにしました。

自己用住宅の建築に際して雨水は市道側溝へ、生活排水等は公共下水道へ接続されるため周辺への影響はございません。

11月19日に事務局職員と調査項目に従い、現地調査を行いました。必要書類等も整っており5条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

権利の種類は、賃貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、625㎡です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場、作業ヤードの設置です。農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小林識史委員、追加説明をお願いします。

第 6 番

追加説明いたします。

この案件は周東総合支所より西へ約1.7kmのところにあります。

昨年度からたびたびあります山陽新幹線関連の案件です。この度は新幹線斜面防災対策工事に伴う作業準備ヤードとしての利用で許可後一年以内の原状回復とする一時転用の申請でございます。

11月26日に事務局支所職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしました。問題はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供することとします。

続きまして、5番、6番の2件と「議案第44号 農地法第5条の規定による事業計画の変更申請について」は関連がありますので、一括審議としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第43号の5番、6番及び議案第44号の

事務局

1 番について、事務局より一括して議案説明してください。

5 番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、662 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

6 番 周東地区

権利の種類は、使用貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、1,230 m²の内 110 m²ほか1筆、合計 139 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、進入路です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

議案44号1番 周東地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、597 m²です。

申請人は記載のとおり。転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

変更承認申請の理由は、事業内容の変更及び期間の延長です。

変更する許可書の発出年月日及び番号は、令和6年3月18日 指令令6岩農委許5号の29です。

事務局

事務局より失礼します。

これは案件が何件も絡んでおりますので、説明をしたいと思います。

議案第44号、事業計画の変更というのは黄色の部分でございます。その当時の議案の説明をしたいと思います。

本案件は、太陽光発電設備の建設という内容で、令和6年3月18日付け、農地法第5条の許可を受けた案件の変更申請となります。

当初は、この申請許可を受けた1筆の面積においてパネルを設置する予定でしたが、隣接土地所有者より自分の土地も検討してほしい旨の相談がありました。当初の予定ですと、かなり手狭な状態でパネルを設置することになりますが、隣接地を含めることで草刈り等の維持管理にも余裕が保て、またパネルの角度を変更できることで発電効率が向上するため、計画

変更することといたしました。

太陽光発電設備の規模は49.5KWと変更はありません。

前回同様、周辺農地に悪影響を及ぼさないよう十分留意し、万一問題が発生した場合は、自社の責任において対応いたします。とのことですので、それに合わせ進入路、青い部分ですね、これも一時転用というのが43号の6番という形になります。

説明は以上です。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

事務局

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第1番

それでは説明いたします。

申請地は周東総合支所から南西に約1.2kmに位置します。

譲渡人は、高齢で申請地を長期間休耕して後継者や近くに耕作者もなく、思案していたところ、山口県では東部地域に太陽光発電事業を展開する広島島の法人、先ほどの43の2の業者と同じです。要望し話がまとまったものです。業務拡大ということです。

関連の6はこの事業パネル設置への搬入路の確保のため一時転用の申請です。

11月25日に支所担当者と調査項目に従い調査いたしました。雨水は自然流下で農業排水路ということにしております。周辺農地への影響はなく許可相当と思われれます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、議案第43号の5番、6番を許可することとして、5番を山口県農業会議の常設審議委員会に、資料提供するとともに、6番は農用地区域内の案件となりますので、山口県農業会議の常設審議委員会に意見聴取することとします。

また、議案第44号の1番の計画変更を承認することとします。

続いて、「議案第45号 農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

では、事務局より、議案説明してください。

事務局

中間管理機構関係分として、件数2件。合計筆数4筆で、内訳はすべて田です。合計面積は3,997㎡、利用目的は水田としての利用となっています。

この農用地利用集積等促進計画は、所有者不明農地の中間管理権を取得した「やまぐち農林振興公社」から議案書記載の配分先への利用権設定案となります。

この計画案に対する意見を市から求められており、意見の有無や内容を市に回答することとなっております。

最終的には、山口県の認可、公告によって、利用権設定の効力が生じる

こととなります。

以上、説明とさせていただきます。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

意見がありませんので、この農用地利用集積等促進計画について、意見なしと決定し、その旨の意見を付して市長に送付します。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳畑、現況休耕。

面積は、275 m²です。届出人は記載のとおり。

転用目的は、自己用住宅の建設です。農地区分は、市街化区域です。

ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第2号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 岩国地区

権利の種類は、所有権の移転です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳田、現況休耕。面積は、737 m²ほか1筆、合計975 m²です。

届出人は記載のとおり。転用目的は、駐車場です。農地区分は、市街化区域です。

ほか3件、合計4件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第3号 農地法第5条の規定による許可処分の事業計画の変更について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 周東地区

権利の種類は、賃貸借権の設定です。土地の所在・地番は記載のとおり。

地目は、台帳、現況ともに田。面積は、7.11 m²ほか5筆、合計2,499.24 m²です。

届出人は記載のとおり。事業計画の変更内容は期間の延長です。

以上1件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議 長

報告第4号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事務局	<p>1番 岩国地区 報告年月日は、令和7年11月13日。法人の住所・名称は記載のとおり。 事業年度は、6月1日から5月31日。法人形態は株式会社です。 事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。 以上1件の提出がありました。</p>
議長	<p>報告第5号 現況証明については、ご高覧ください。 以上で、農地法関係の報告事項を終わります。 そのほか、伝達事項がありますか。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・非農地判定研修会について ・地域計画のブラッシュアップについて
議長	<p>引き続きまして、全国農業新聞を題材とした勉強会を始めます。 (全国農業新聞勉強会) 以上を持ちまして、勉強会を終了します。 次回定例総会は、1月16日(金)午前10時から、岩国市民文化会館 第一研修室を予定しています。 また、農業新聞勉強会には、1月9日版の農業新聞を持参いただき、意見 や感想、気になった記事などを伺いますので、よろしくお願いいたします。 これで総会は、終了します。</p>

次回総会について

令和8年1月16日金曜日10時00分から岩国市民会館 第一研修室。

午後15時50分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅門 仁樹

署名委員 片山 剛

署名委員 藤村 幸生